

**議員協議会での意見等対応調書
(教育文化部会)**

■議員協議会（平成27年8月11日（火）開催）での意見等対応調書

章	3 心豊かな人を育むまち				
節	(1) 子どもの教育				
分野	②義務教育				
専門部会名	教育文化部会				
No.	該当箇所	議員名	意見等の内容	意見等への対応案	担当課
1	施策(2)義務教育内容の充実③	守屋議員	・ 道徳教育が今後、教科化される状況を踏まえたときに、このままの内容でよいのか、削除した方がよいのではないかと。	【議員協議会での回答】 ・ 今後の教科化もあり、現在、道徳教育推進教師を中心に道徳教育の在り方等を検討しているのが実態。昨年と今年の教育委員の学校訪問も道徳教育の推進をテーマに行っている。削除はしたくないと考えるが、審議会で諮り検討する。 ⇒上記回答のとおり、現状の記載のとおりとしたい。	管理
		守屋議員	・ 豊かな心をはぐくむということは、道徳教育だけではない。豊かな心をはぐくむために道徳教育を要とすること自体が適切ではない。子ども、教師、保護者の自主性を尊重できる、引き出せるような形の中で子どもの豊かさ、そういうものをはぐくんでいく方向で考えていただきたく、審議会で再検討願いたい。	【議員協議会での回答】 ・ 道徳が教科化されるのは4年ほど後のことで、それまでは総合計画上では文言を残しておき、教科化され、他の教科と同じ扱いになった時に検討したい。 ⇒上記回答のとおり、現状の記載のとおりとしたい。（学習指導要領でも「学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。」とされている。）	管理

■議員協議会（平成27年8月11日（火）開催）での意見等対応調書

章	3 心豊かな人を育むまち				
節	(1) 子どもの教育				
分野	③高校教育、高等教育				
専門部会名	教育文化部会				
No.	該当箇所	議員名	意見等の内容	意見等への対応案	担当課
1	施策(1)高校教育の継続 に向けた支援②	守屋議員	・「経済的に困窮世帯」というような形で表現した方が良いのではないかと。	【議員協議会での回答】 ・意見は審議会に諮り検討する。 ⇒「経済的に恵まれない高校生の…」の表現を「経済的な理由によって就学が困難な高校生の…」に修正する。	管理

■議員協議会（平成27年8月11日（火）開催）での意見等対応調書

章	3 心豊かな人を育むまち				
節	(2) 生涯学習				
分野	③スポーツ				
専門部会名	教育文化部会				
No.	該当箇所	議員名	意見等の内容	意見等への対応案	担当課
1	スポーツ合宿について	加藤議員	<p>・夏期において大学等の合宿誘致は行っているのか。スポーツの合宿等であれば音更町の子どもたちに与える影響が大きいと思うが。</p>	<p>【議員協議会での回答】</p> <p>・町として率先して誘致していないのが実態。上然別集団研修施設は料金も安く、文化系の合宿等の利用が増えているが、スポーツ関係では、宿泊施設とスポーツ施設との兼ね合い等もあり、今後の課題。</p> <p>⇒定住自立圏次期共生ビジョンにおける新規項目として「スポーツ大会等の誘致」が挙げられており、全市町村が連携し、受入環境を充実させスポーツを通じた交流人口の増加を目指すとしているため、この取り組みの中で推進したい。</p>	スポーツ

■議員協議会（平成27年8月11日（火）開催）での意見等対応調書

章	3 心豊かな人を育むまち				
節	(2) 生涯学習				
分野	④芸術、文化				
専門部会名	教育文化部会				
No.	該当箇所	議員名	意見等の内容	意見等への対応案	担当課
1	文化センターについて	鴨川議員	<p>・中央公民館（文化センター）の利用者数について、大分落ち込んでいる。現在使用されていない野外ステージが活用されるような方法はないか。施設を利用したくても先約があって簡単に断られるとの声を聞く。</p>	<p>【議員協議会での回答】</p> <p>・文化センター完成当初は周辺に住宅地等がほとんどなく、屋外イベント等のためにステージを作っていたが、その後、周辺に住宅地が造成され、音に対する苦情等が多いことから現在は使用していないのが実態。文化センターは1年前から予約を受け付けており、どこかの団体等を優先するというのではなく、予約順で対応している。</p> <p>⇒文化センターの利用者数が減少している要因は、施設の老朽化により計画的整備（改修工事）を実施しており、工事に伴う施設使用のできない期間があったことによるもの。今後も年次整備計画に基づき、施設改修を進めていくことから、しばらくの間は、大幅な利用者増は望めないが、文化関係団体と連携、協力しながら各種芸術文化事業を推進し、利用者の増加に努めたい。</p> <p>・野外ステージの活用については、これまで、音楽イベント等（たそがれコンサート）で野外でのコンサートを実施し、町民の方々に親しまれてきたが、年々施設周辺の住宅環境等の変化に伴い、音に対する苦情等も寄せられ、野外での行事が実施しづらい環境になってきたことや、施設の老朽化に伴う安全面の観点から、現在は野外での使用をお断りしている。しかしながら、今後、近隣の町内会や周辺住民等の理解が得られた場合は、再度利用について検討したいと考えている。</p> <p>・施設利用の受付・使用については、上記回答のとおり。施設の使用は、1年前から予約を受け付けており、特定の個人・団体等を優先するというのではなく、一定のルールの中で予約順で対応している。なお、施設使用の予約受付・取扱については、次のとおり</p> <p>○町事業及び同扱い事業予約（使用日の1年1日以上前から）</p> <p>○一般予約（使用日の1年前）</p> <p>○各室利用の文化サークル団体の使用予約（使用月の1ヶ月前）</p> <p>その日の9時から17時まで受付。時間帯が重なった部屋等がある場合は、抽選で後日決定する。（※受付時に抽選となる可能性を説明する。）</p>	文化センター
			<p>・予約は埋まっているが、こういったところからオファーがあるのかも加味しながら、うまく取り込めるような体制を検討していただきたい。</p>	<p>【議員協議会での回答】</p> <p>・なし。</p> <p>⇒施設の予約・申込・受付等の手続方法については、利用者の平等性を確保する観点から予約順で対応していることから、利用申込者等の性質や行事内容等を確認し、予約の受付調整を行うことは、利用者の公平の原則からも難しいと考える。今後も施設の有効活用を進めるため、施設利用者への親切・丁寧な対応に心がけ、サービス向上等に努めたい。</p>	文化センター